

平成 29 年度第 6 回総会（月例）議事録

日 時	平成 29 年 9 月 28 日（木） 午前 10 時開会																											
場 所	みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室																											
出席委員 (19名)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td>脇田 サトエ</td> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		仮屋 幸孝	有村 伊智博	岩元 節朗	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ		上四元 正昭			豊留 辰男			福永 大悟			横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																											
仮屋 幸孝	有村 伊智博	岩元 節朗																										
園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修																										
永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄																										
外園 義興	堀之内 薫	村山 利清																										
脇田 サトエ		上四元 正昭																										
		豊留 辰男																										
		福永 大悟																										
		横峯 明人																										
欠席委員 (0名)																												
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、溝川、今吉、濱畑、陣ヶ尾</p> <p>専門員 徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																											
農政総務課	主 査 浜田																											
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第 3 条許可申請に関する件 2 農地法第 4 条許可申請に関する件 3 農地転用事業計画変更申請に関する件 4 農地法第 5 条許可申請に関する件 5 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農用利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 																											
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 3 農地法第 4 条・5 条届出専決に関する報告について 																											

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、豊留委員、堀之内委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>
<p>議 題</p>	
<p>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</p>	

1 ページ～7 ページ 13 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、東桜島、11 番委員お願いします。</p>
11 番委員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：相手要望、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 この件について補足いたします。 申請地は兄妹二人の共有で、妹の持分 2 分の 1 を父親に譲渡するものです。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 番委員お願いします。</p>
1 番委員	<p>ご報告します。 番号 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14 番委員お願いします。</p>
14 番委員	<p>ご報告します。 番号 3 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8 番委員お願いします。</p>
8 番委員	<p>ご報告します。 番号 4 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 5 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 6 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 7 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 8 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5 番委員お願いします。</p>
5 番委員	<p>ご報告します。 番号 9 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 10 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 11 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 12 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6 番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人と渡人の関係は親子です。受人は近隣地で酪農を営んでおります。申請地の所有権移転登記は平成28年12月に贈与によりなされました。申請人は登記地目が山林であったため、農業委員会の許可が必要である認識がなく所有権移転を行いました。今回の申請により始末書添付のうえ追認許可を受けようとするものです。</p> <p>受人に対しては、農地の所有権移転を行う場合は許可が必要であること、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>7ページの番号13ですが、登記地目が山林ですが、3条申請がされてなくて、所有権移転をしたので、始末書を添付したと説明がありましたが、この場合、始末書を添付させる必要があるのかということと、逆に、登記が畑で現況が山林の場合は、3条申請しなくてもいいのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>農地法でいう農地は、現況主義に基づくものなので、登記が農地以外のものであっても農地としての実態があり、農地台帳に登載されていれば、農地法の許可が必要な案件となります。</p> <p>また登記簿上農地であれば、現況が農地以外であっても、権利移動等を行う場合は許可等が必要ですので、農地法に基づく手続き等を行うことになります。</p>
7 番 委 員	<p>所有権移転や地目変更は、非農地判定の通知か許可書が必要ということですか。</p>
事 務 局	<p>そうです。</p>
7 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 8ページ～9ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題7.「農地利用変更届出に関する件」谷山の番号1号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：貸家、住家4棟292.60㎡、通路173.51㎡、庭敷地等533.74㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・南…里道、北…雑種地、宅地、別件農変申請地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきましては、28ページ、農地利用変更届出調書番号1と関連がありますので、合わせて読み上げます。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年10月10日、工事終了日：平成30年1月31日、周囲の状態：東・南…別件4条申請地、西…里道、北…宅地、境界…ブロック積、作物…野菜、高さ…0.4～0.8m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上の件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>

谷山支局	<p>それでは、4条番号1と、28ページ農地利用変更届出番号1について、ご説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は中山町の東端部で、市街化区域の自由ヶ丘の近隣に位置しております。</p> <p>今回、申請のあった4条許可申請及び農地利用変更届地は、平成28年4月に開催した第1回農地部会において審議、許可になった場所ですが、許可後全体の土地利用計画に変更が生じたため、改めて4条許可申請及び農地利用変更届出がなされたものです。</p> <p>なお、再申請に際しましては、別途、申請人から「取消願」が提出され、従前の4条許可及び農地利用変更届受理通知は、既に取消済です。</p> <p>それでは、図面によりご説明いたします。</p> <p>まず、変更内容の前・後を対比致しますと、左が変更前、右が今回申請された変更後になりますが、変更前・後の全体区域及び面積は同じです。</p> <p>変更部分は、4条申請では①オレンジ色の団地内通路部分と②紫色の帰属道路敷③黄色の宅地4区画。農地利用変更届出の④青色部分について、それぞれ位置・形状・面積等が見直しされております。</p> <p>再申請計画は、黄色く塗られた部分に従前どおりの借家4棟を建築すると共に、転用区域に含まない分筆後の田については、以前から排水が悪い湿地であることから、前回同様、農地利用変更届出により畑として利用し、野菜の作付予定をしております。</p> <p>また、4条転用区域と農地利用変更届区域に分かれる中山町2683番2の登記簿面積は579㎡ですが、分筆計画に際して実測した結果597㎡で、台帳面積より18㎡広いことが判明致しました。</p> <p>従いまして、農地利用変更届出の面積は、実測した全体面積から4条転面積256㎡を差し引いた残りのうち、少数点以下を切り捨てた340㎡が農地台帳面積となります。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、排水施設、排水路468.94㎡、柵5.88㎡、東・南…本人畑、西・北…本人畑、山林。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地には、硬質ハウス11棟が建築され、マンゴーを栽培しております。そのためハウスからの雨水等を処理するため、農地内には排水路が設置されております。通常、農業用の排水施設等には転用許可は必要ありませんが、今回隣接する山林へ経営者の親族が太陽光発電施設を設置し、同排水路へ雨水等の排水を行うため、既存の排水路の改良が必要となり、転用の許可を得ようとするものです。</p> <p>改良は、排水路が161.6m、地中埋設のパイプが156.9m、横断暗渠が8.0m、柵が5箇所6.9mの総延長333.4mになります。地中埋設部分については、自己所有地に、自己使用のための埋設物になるため地上権設定は必要なく、農地として使用できなくなる排水路と柵部分の転用申請になります。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>また、議題7.「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題3. 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>10ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号7号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成26年9月26日、許可番号：農委第2625号46、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、賃借権設定、変更後の事業計画：平成26年9月26日～平成35年6月30日、変更前の事業計画：平成26年9月26日～平成29年9月25日。一時転用期間の延長のため、別件5条番号7同時申請。</p> <p>この件につきましては、13ページ、5条許可申請番号7と関連がありますので、合わせて読み上げます。</p> <p>番号7号、権利の種別：賃借権設定、転用目的・施設等：仮設事務所、事務所1棟439.80㎡、通路等209.20㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…山林、南…里道、西・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、污水…汲み取り。</p> <p>以上の件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>

<p>谷 山 支 局</p>	<p>10ページ番号1と、13ページ番号7について、ご説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、山田インターから松元方向へ約600メートル進んだ皇徳寺台団地北口付近の山林裾野に位置する2種その他の農地です。</p> <p>申請地は、平成26年9月26日付けで、平成29年9月25日までの3年間、林地開発に伴う「土取り場」の仮設事務所及び通路として賃貸借による一時転用の許可をしております。</p> <p>この間、借受人は、区域の拡張計画による林地開発変更許可申請を行ない、平成29年9月4日付で平成35年6月30日までの工期延長を含む、変更許可が県知事から交付されましたが、事業継続により、従前の一時転用許可の利用形態はそのまま、許可期限を延長して引続き利用したいとのことであります。</p> <p>なお、本来ならば許可期限満了日前の8月部会において申請がなされるべきところ、今回、事業計画変更の申出が遅れたこと等につきまして、申請人から、①農地法の手続きが遅れたことに対する「始末書」、②現許可期限満了日以後の無許可期間の施設利用自粛の「申出書」、③変更後の事業完了日までに、申請地を農地に復元する「誓約書」が提出されております。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条番号7号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号7号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 11ページ～18ページ 19件</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：通路、通路53.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…渡人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>この件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、田上町の紫原北口交差点の南西約300mに位置する第2種農地に該当する畑です。</p> <p>譲受人は市内に本店を置く土木建築業者で、今年5月に申請地の隣接地を建売住宅として転用許可を受け、現在工事に着手していますが、工事完了後、市に帰属することとなる開発区域内の道路部分と、既存の市道との接続のため申請地が必要となったことから申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟111.79㎡、庭敷地等214.21㎡、東・北…市道、西…貸人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟74.94㎡、庭敷地等328.06㎡、東…宅地、他人田、西・南…宅地、北…宅地、里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…公共下水道。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場875.00㎡、東…宅地、西…水路、南…里道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟131.65㎡、庭敷地等370.35㎡、東…県道、西…渡人畑、南…水路、北…他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟100.39㎡、庭敷地等118.61㎡、東・南…貸人畑、西…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟112.62㎡、庭敷地等221.38㎡、東・南・北…貸人畑、西…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、通路、住家1棟121.73㎡、通路62.00㎡、庭敷地等349.27㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟121.73㎡、通路62.00㎡、庭敷地等349.27㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟117.53㎡、庭敷地等381.47㎡、東・西…渡人畑、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1, 374.00㎡、東…宅地、私道、西…原野、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を設置するため、申請地を取得し、転用を行うものです。</p> <p>規模としましては、太陽光パネル288枚、最大出力49.5kWになります。なお、九州経済産業局から設備認定の通知を受けております。また、九電への接続契約申し込みも系統連係承諾通知書等に代わる回答書を受け、承諾されております。</p> <p>また、申請人は、太陽光発電施設の設置・管理のための通路につきまして、私道の譲渡人の持分もすべて譲り受ける予定です。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟64.59㎡、庭敷地等175.41㎡、東・北…他人畑、西…私道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地に面する私道には、側溝がなく、また、市道の側溝が申請地よりも高いところにあるため、私道にパイプを埋設してポンプアップにより、市道の側溝に、雨水等を放流する計画とのことです。</p> <p>また、私道につきましては、譲受人が共有の持分を取得する予定です。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、通路、通路258.00㎡、東・南…市道、西…宅地、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は、申請地の北側の山林を、土捨て場にする計画をコンサルタントに委託して策定中で、その林地開発面積が1ヘクタールを超えるので、県の森づくり推進課に、森林法の開発許可申請をする予定とのことです。</p> <p>土捨て場は、土木工事等で地面を掘削し、埋め戻し処理後に残った土砂で、廃棄物を含まない土だけを搬入する場所です。廃棄物を含む土は、土捨て場ではなく、廃棄物処分施設に搬入されることとなります。</p> <p>譲受人は、その土捨て場の予定地と市道の間の連絡通路として、今回、農地の転用申請をしています。</p> <p>今回の申請地につきましては、譲受人ではありませんが、個人事業者に資材置場として平成8年から許可を受けずに貸し出していたため、譲渡人から、始末書添付のうえ申請されています。</p> <p>譲渡人には、代理人を通じて、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、そして、今後はこのようなことがないように指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、貸家、住家1棟116.42㎡、通路140.00㎡、庭敷地等207.58㎡、東…宅地、西…他人畑、里道、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟183.20㎡、通路111.88㎡、庭敷地等411.92㎡、東・西…宅地、南…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟52.99㎡、庭敷地等107.01㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から東に約3.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>議案書中の周囲の状況及び被害防除計画欄に雨水は里道側溝へとありますが、雨水は南側にある私道の持分を取得し、既設の私道側溝を通して里道側溝へ流す計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟84.05㎡、庭敷地239.45㎡、法面等37.50㎡、東…他人畑、西…市道、南…県道、北…里道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号19号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟79.49㎡、庭敷地206.42㎡、東…宅地、市道、西…県道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲渡人は、平成16年7月26日付けで自己の住宅を建築する目的で4条転用許可を受け、申請地に一般住宅1棟を建築しましたが、その庭敷地部分を分筆し、譲受人である子に贈与するものです。</p> <p>申請地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまでは、地目変更登記ができず農地のままであるため、所有権移転登記を行う場合は、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可が必要であることから申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>14ページの番号9ですが、転用目的が通路で、施設等に住家1棟、通路、庭敷地等と表記されていますが、こういう表記の仕方でのいいのでしょうか。</p>
伊敷支局	<p>番号9及び番号10は備考欄にありますとおり、一体利用を予定しています。番号10の住家を建築する為に、隣接する番号9の土地を通路として転用するものです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 19ページ～20ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、吉田地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 6. 非農地認定に関する件 21 ページ～27 ページ 10 件	
議 長	次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16 番委員お願いします。
16 番委員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：住家 1 棟、36 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。 番号 2 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 3 号、調査結果：通路として約 50 年経過、現況道路。 番号 4 号、調査結果：唐竹、孟宗竹、雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、東桜島、11 番委員お願いします。
11 番委員	ご報告します。 番号 5 号、調査結果：車庫 1 棟、41 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉野、1 番委員お願いします。
1 番委員	ご報告します。 番号 6 号、調査結果：庭敷地として 17 年経過、現況宅地。 番号 7 号、調査結果：7858-1：住家 1 棟、40 年経過、現況宅地。7858-3：住家 1 棟、38 年経過、現況宅地。7857-1、7858-4：唐竹、雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。 番号 8 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、8 番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号9号、調査結果：通路として約10年経過、現況道路。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号10号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農地利用変更届出に関する件 28ページ～29ページ 4件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の3件について審議していただききたいと思います。 それでは、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年10月1日、工事終了日：平成30年3月31日、周囲の状態：東・西・北…他人田、南…水路、境界…土留、作物…野菜、高さ…2.0m、搬入土…シラス、黒土。 番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年10月1日、工事終了日：平成30年3月31日、周囲の状態：東・西・南…他人田、北…里道、境界…土留、作物…野菜、高さ…2.0m、搬入土…シラス、黒土。 番号4号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年10月1日、工事終了日：平成30年3月31日、周囲の状態：東・西…他人田、南…水路、北…里道、境界…土留、作物…野菜、高さ…2.0m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用計画変更届出に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 農用地利用集積計画に関する件 30ページ～39ページ 14件</p>	
議 長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題8.「農用地利用集積計画に関する件」についてご説明申し上げます。 30ページをお開きください。</p> <p>「議案第8号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年9月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権7件17,498.00㎡、うち新規5件11,804.00㎡、賃借権7件9,546.00㎡、うち新規2件2,742.00㎡、合計14件27,044.00㎡、うち新規7件14,546.00㎡となっております。</p> <p>次に31ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が3件、1年から3年未満が2件、3年、5年が各1件となっております。</p> <p>次に32ページをお願いします。</p> <p>これは、30ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が4件、5年から10年未満が2件、5年が1件となっております。</p> <p>次に33ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権18筆、賃借権10筆、計28筆。面積は、田8,315.00㎡、畑18,729.00㎡、計27,044.00㎡うち更新分は、12,498.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は14人。うち更新分は7人となっております。</p> <p>次に35ページから39ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件	
議 長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、吉田、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、資材置場 4. 現況、申出地は、本名町内門地区にあり、吉田支所から南西へ約1.2kmに位置し、東側は宅地、西・南側は他人田、北側は水路に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 続きまして、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、携帯電話基地局 4. 現況、申出地は、本名町内ノ原地区にあり、吉田支所から南西へ約4.1kmに位置し、東・南・北側は他人畑、西側は市道に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>一般的なことをお聞きしたいのですが、この除外の相談等があった土地が、除外ができず、申請を受け付けられないことがこれまでありましたか。</p>

農政総務課	除外の申請があったら、現地調査をし、外周部かどうか、周りの農地への影響など、除外の要件を満たしているかどうかを判断します。この要件を満たさない場合は、当然除外できない農地もあります。
16番委員	わかりました。
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 40ページ～43ページ 2件	
議 長	報告事項1「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	資料の40、41ページをお開きください。 照会日：平成29年8月24日、該当地のうち、10筆については、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 2筆については、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 1筆については、現況：一部農地、一部非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況一部農地、一部非農地である。 処理状況：平成29年9月5日 鹿児島市長へ報告済。 続きまして、42、43ページをお開きください。 照会日：平成29年8月24日、該当地のうち、14筆については、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 3筆については、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 1筆については、現況：一部農地、一部非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況一部農地、一部非農地である。 処理状況：平成29年9月5日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 44ページ～46ページ 12件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	44ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は12件です。 登記地目別では、田9筆、3,692.00㎡、畑23筆、8,791.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が12件。権利の種別は、所有権が12件。農業委員会によるあっせん等は、無が12件となっております。 45ページから46ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 47ページ～53ページ 26件	
事 務 局	<p>47ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順にその他が6件、駐車場が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が16件、共同住宅、駐車場、その他が各1件、合計19件となっております。</p> <p>48ページから49ページは、4条関係7件、50ページから53ページは、5条関係19件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時10分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>本日お手元に配付した2つの資料について説明します。</p> <p>1点目、お手元にある「荒廃農地」の定義についてという資料をご覧ください。</p> <p>先月の総会で、「荒廃農地」について説明しましたが、文書で欲しいというご要望があり、お配りしましたのでご確認下さい。なお、参考としまして、※部分に、荒廃農地の区分について記載しました。①A分類、②B分類とございますが、A分類が利用意向調査の対象となり、B分類については、先月総会で議案として提出した非農地判定の対象となります。よろしく申し上げます。</p> <p>2点目は、参考資料としまして、新聞記事のコピーをご覧ください。</p> <p>過日の南日本新聞の記事で、農地利用最適化推進員の記事が載っております。情報提供としてお配りしましたので、お目通し下さい。</p>

事務局	<p>研修会等について2点ご案内します。1点目は、鹿児島・日置地区農業委員会連絡協議会職員研修会の出欠についてです。議案書の封筒に同封していた出欠票をお持ちの方は職員へ提出をお願いいたします。提出されない方は10月2日までに電話やファックスにて出欠のご連絡をお願いいたします。1点目については以上です。</p> <p>2点目は農業委員会県外視察研修についてです。県外視察研修の参加者、運営連絡委員を除く6名を決めたいと思いますが、その前に平成29年度 農業委員会県外視察研修についてという資料をご覧ください。</p> <p>平成29年度の県外視察研修についてご説明いたします。</p> <p>1 日程ですが、11月8日(水)から11月10日(金)までの3日間となっております。</p> <p>2 研修内容は、農業委員会活動等状況調査及び現地研修、委員の選任等について、担い手への支援、委員会の活動等についての意見交換などがございます。</p> <p>3 参加人員は、運営連絡委員1名を含む農業委員7名、農地利用最適化推進委員6名、事務局職員2名の計15名です。</p> <p>4 視察地は、群馬県前橋市農業委員会、栃木県那須町農業委員会、那須の食レストラン「なすとらん」他でございます。</p> <p>5 説明会ですが、10月の総会終了後に説明会を開催し、注意事項の説明や研修報告者を決めたいと思います。代表で農業委員から1名、農地利用最適化推進委員から1名選出します。</p> <p>6 人選ですが、農業委員は9月総会后、運営連絡委員除く6名の人選を行います。農地利用最適化推進委員は、9月地区推進協議会で6名決定しております。</p> <p>7 研修報告は、12月27日の合同委員会で行っていただきます。</p> <p>8 その他ですが急遽キャンセル等で欠員が生じた場合は、同じ地区内で対応していただくか、若しくは10月の総会において、最後の参加者を募る予定です。以上で説明を終わります。</p> <p>この中から研修への参加者を募りたいと思いますが、今回の研修に参加希望の方は挙手をお願いします。</p> <p>(県外視察研修参加者決定)</p>
事務局	<p>農業委員会だよりの編集委員になられた方々にご連絡です。</p> <p>この総会終了後、4階の農業委員室の方にご集合下さい。よろしく申し上げます。</p> <p>・平成29年度第7回総会(月例)開催日時は、 10月27日(金)午前10時開会 本館2階 講堂</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会(午前11時15分)</p>